

令和5年第1回太子町議会定例会（第502回町議会）会議録（第5日）

令和5年3月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 議案第8号 町道路線の認定について
- 4 議案第9号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 5 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 7 議案第11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 14 議案第19号 令和5年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和5年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 15 議案第20号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第21号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 17 議案第22号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第23号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 19 議案第24号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 20 議案第25号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 21 請願第8号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 22 発議第1号 太子町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 23 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 議案第8号 町道路線の認定について

- 4 議案第9号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 5 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 7 議案第11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 14 議案第19号 令和5年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和5年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 15 議案第20号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第21号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 17 議案第22号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第23号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 19 議案第24号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 20 議案第25号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 21 請願第8号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書
- 22 発議第1号 太子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 23 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	桑 名 幸 夫	2 番	松 浦 崇 志
3 番	出 原 賢 治	4 番	森 田 哲 夫
5 番	吉 田 正 之	6 番	長谷川 正 信
7 番	玉 田 正 典	9 番	中 薮 清 志
10 番	堀 卓 史	11 番	首 藤 佳 隆
12 番	清 原 良 典	13 番	井 村 淳 子
14 番	藤 澤 元之介	15 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局	長	森	文	彰	書	記	蛭	井	の	り	子
書	記	竹	田	早	紀						

説明のため出席した者の職氏名

町	長	沖	汐	守	彦	副	町	長	榮	藤	雅	雄			
教育長職務代理者		福	田	秀	樹	総	務	部	長	森	田	好	紀		
生活福祉部長		嶋	津	一	弥	経	済	建	設	部	長	松	谷	真	利
教育次長		栗	岡	正	則	財	政	課	長	佐	々	木	信	人	

(開議 午前10時00分)

○議長(中島貞次) 皆さんおはようございます。

令和5年第1回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(中島貞次) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(中島貞次) 日程第2、同意第1号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 同意第1号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案件につきましては、現在欠員となっております教育委員会の教育長につきまして、新たに糸井香代子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

糸井氏の経歴は参考資料のとおりであります。これまで教育現場はもちろんのこと、太子町教育委員会とたつの市教育委員会でつくっております掛龍教育委員会連絡協議会の事務局も担当し、そしてたつの市教育委員会においても指導主事あるいは学校教育課長の経験を通じて幅広い識見を有し、教育行政の立案に優れております。また、児童・生徒の状況に応じたきめ細かい学

習支援をはじめとして、本町の大きな課題となっております不登校問題等、生徒指導上の対応等につきましても本町が本当に直面しております複雑化、多様化した教育課題の対応についてリーダーシップを発揮し、適切に対応できる人材であります。また、本町の校園長からの人望も厚く、信頼関係も築いておりますため、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期につきましては、同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任任期となるため、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの1年6カ月となっております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

**日程第3 議案第8号 町道路線の認定について**

**日程第4 議案第9号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について**

**日程第5 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第6 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（中島貞次）** 日程第3、議案第8号町道路線の認定についてから日程第6、議案第18号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

**○松浦崇志議員** それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第8号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保なし。

2、審査年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。都市計画法第40条の帰属により認定する2路線（太田往田団地5号線、東南田

屋団地7号線)の現地確認を行い、その後、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

道路側溝については二次製品の使用が増えているが、担当課として指示しているのかとの質疑に、宅地開発される場合のまちづくり課との協議の際、可能な限り二次製品を使っていたかのように指示しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第9号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局の質疑を行った。

主な質疑応答。

①第3条に「委員10人以内で組織する」とあるが、構成員はとの質疑に、大学教授などの学識経験者を3名程度、民間企業または公共的団体から3名程度、教育関係機関から1名、兵庫県男女共同参画推進員を1名、公募委員を1名程度、町長が特に必要と認める者、例えば兵庫県男女共同参画推進員を経験された方1名を考えている。男女両方の立場の意見を徴するという点、また女性の意見も多く取り入れられるよう、構成員の性別についても考慮したいとの答弁があった。

②太子町男女共同参画プランは5年ごとの改訂とのことだが、今回どのような点が見直される予定かとの質疑に、女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)の中で示された女性の経済的自立、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、男性の家庭・地域社会における活躍、女性の登用目標達成といった点を盛り込み、KPI(重要業績評価指標)を定めながら見直しを行っていききたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①龍野薬剤師会の申立てにより、兵庫県及びたつの市と均衡を図るため学校薬剤師の報酬額を改正するものとあるが、どのような理由からの申立てかとの質疑に、令和4年10月25日に文書により通知があった。内容は太子町の学校薬剤師報酬がたつの市と比べ非常に低いため、同じくくりにして活動している太子町の報酬額をたつの市と統一してほしいというものであるとの答弁が

あった。

②町内の学校薬剤師の現状と仕事内容はとの質疑に、現在4幼稚園、4小学校、2中学校を2名の学校薬剤師が担当している。業務内容は学校の飲料水やプールの水質検査、教室の空気や照度の検査、また薬物乱用防止教室の実施等であるとの答弁があった。

③消防団の団員報酬について「災害以外に関する出動」とあるが、どのような出動を想定しているのかとの質疑に、訓練、分団長会議、防火パレード、出初め式などを見込んでいる。これらについて1件につき1,000円を支払う予定であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①「皮革産業対策の具体的推進に係る協定書」の内容はどのようなものかとの質疑に、兵庫県皮革産業協同組合連合会の構成団体との協定書で、おおむね5年ごとの皮革排水の料金の取決めや皮革産業の経営基盤強化方策の積極的な推進など産業振興の内容について盛り込まれている。このたび令和5年度以降の5年間の皮革排水の使用料単価について協議を行い、令和9年度に250円（税抜）から273円（税抜）に上げることで合意が得られ、協定を結んだとの答弁があった。

②令和5年度も令和4年度と同額で、令和9年度に料金改定される内容となっているが、なぜ令和5年度に条例改正をするのかとの質疑に、協定期間は令和5年度から令和9年度の5年間である。当初の4年間（令和5年度から令和8年度）は据置きで、最終年度（令和9年度）に250円（税抜）から273円（税抜）に上げるという内容であるが、条例改正は協定に合わせて行うこととしているため、このたびの上程となっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第8号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第9号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第 14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第 15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第 16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第7、議案第11号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第17号太子町いじめ防止対策推進条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案7件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました7件の議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げまして報告に代えさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第11号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①これまでの土曜日の利用状況について説明いただきたいとの質疑に、現在4グループ、月間30名が土曜日に利用されている。他の曜日に比べて土曜日の利用が少ない状況であるとの答弁があった。

②防犯上や管理費削減のためというのは理解できるが、現在土曜日に利用されている方に周知なり了承なりを取っているのかとの質疑に、土曜日に利用されているグループに曜日の変更が可能かどうか事前に相談し、他の曜日に移っていただくことで内諾を得ている。また今後、周知も図っていききたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、令和5年3月6日。太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①今回の改正で「自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する」云々とあるが、乳幼児となるとその子供の年齢によって対応の仕方は違うと思う。第7条の3第2項の具体的なイメージはとの質疑に、家庭的保育事業に係る事業所は太子町にはないが、ブザー等の見落とし防止の装備については現在国からガイドラインが出ているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除した意図、目的として何があるのかとの質疑に、民法にこの条文があることによって保護者が誤解して子供に体罰を与える事例が出てきていることから、今回民法が改正されたとの答弁があった。

②施設の長が預かっている児童に体罰等をしてはいけないという趣旨の児童福祉法第47条第3

項との整合性はどうかとの質疑に、基本的に上位法でこの条文が削除という改正になったので、条例も整合性を取るため改正するものであるとの答弁があった。

③上位法とは児童福祉法かとの質疑に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」という内閣府令である。そもそも親によるしつけという言い訳になっている民法上の懲戒に係る権限が削除になっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①学童保育で自動車を運行することはあるのかとの質疑に、町立の学童保育園では自動車を保有していないので該当はないが、民間学童保育園では自動車を所有されているところもあるので該当するようになるかと考えるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①社会保障審議会医療保険部会としては妊産婦の支援を強化するという意図だったと思う。ただし書の規定に該当する場合に1万2,000円加算でトータル50万円とされている。妊産婦の支援という意味ではそれでいいのかどうか疑問に思うところだがいかかとの質疑に、差額の1万2,000円については産科医療補償制度の掛金ということで、産科医療補償制度に入られている産院で出産された場合にはそれをプラスした形で50万円支給しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、太子町いじめ防止対策推進条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①いじめ防止対策推進法と本条例との違いはどこにあるのかとの質疑に、いじめ防止対策推進法はいじめを起因とする自殺事件を受けて平成25年に施行された。この法律の中には地方公共団体が関わる項目として第6条に「地方公共団体の責務」、第7条に「学校の設置者の責務」、第12条に「地方いじめ防止基本方針」がある。基本的にこの法令にのっとり条例を作成しているので違いはないとの答弁があった。

②いじめの定義について説明を願うとの質疑に、いじめ防止対策推進法の第2条に「定義」が記載されている。ここには「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と書いてあるとの答弁があった。

③いじめ防止対策推進法の第16条で通報の体制の整備についてかなり詳しく書いてあるが、本条例では「必要な措置を講ずる」という文言はあるが詳しい記載がないと感じた。そこはどのようにお考えかとの質疑に、実際に本条例を運用していく中で当然時代とともに不都合が生じるところもあると思う。そういったところは順次見直していくことが大事だと考えている、なお必ず学期に1回はいじめがあるかどうかの調査を全学年、全学級で行っている。まずいじめを生まない学級風土づくり、学校風土づくりに取り組んでいくが、とにかく早期発見をして、早期に対処したいと考えているとの答弁があった。

④第10条以降は重大な事態が発生した場合のことと思うが、これまでの他の地域で起きた重大事件を見ていると、例えば教育委員会が隠蔽せずにきちんと対処しているかどうかというところが問われているような印象がある。教育委員会参加の調査委員会があつて、さらに町長参加の再調査委員会の2段階になっている。そのような形にした意図はどういうところにあるのかとの質疑に、基本的に近隣市町も同様になっており、教育委員会が中立な調査をするが、それでも納得がいかないという場合は町長部局のほうの再調査委員会に諮り、第三者的な見方で問題を解決していく立てつけになっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町いじめ防止対策推進条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第19号 令和5年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第19号令和5年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和5年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和5年度一般会計予算委員会委員長長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 それでは、審査報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月13日月曜日午前10時から午後4時23分、令和5年3月14日火曜日午前10時から午後3時48分、令和5年3月15日水曜日午前10時から午前10時58分。

3、審査経過及び結果。

1)審査経過については、別紙のとおり。

2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和5年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和5年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

1、職員人事については現在の状況と今後の課題などを明らかにし、貴重な人材を生かせる配置に努めること。また、町長部局の障害者雇用率（1.54%）は法定雇用率（2.6%）を下回っているため、今後早急な改善を行うこと。

2、自治体DXに伴うシステムやネットワークの更新には多大な投資が今後必要となる。効果が十分に得られるよう、国の標準化方針との整合性を図りつつ、各部課の業務や職員の勤務実態への適合に配慮するとともに、将来の在り方を意識した設計・ルールづくりを行うこと。

3、光熱水費等については明確な計算基準を示し、できるだけ実額に近づけるように計算するとともに、借地料等契約で金額が決まるものは契約額が近隣相場と乖離していないか定期的な見直しを行うこと。

歳入について。

1、町民税の税収と納税者数、固定資産税の税収はいずれも順調に伸びて。今後の長期的な見直しを立てるとともに、将来のために必要な先行投資にも努めること。

2、ふるさと応援寄附金については、企業版ふるさと納税制度の導入はもとより、返礼品やPR方法の工夫を行って、予算額である3億円を上回る成果を目指すこと。

歳出について。

1、マイナンバーカード交付率の向上は今後のデジタル化推進に欠かせないことから、申請しやすい環境を工夫するなど、交付体制の強化に引き続き取り組むこと。

2、自治体DXの取り組みは、「住民手続のデジタル化による快適な行政サービスの提供」、「職員環境のデジタル化による行政の効率化・高度化」など、生活の質の向上に不可欠であり、積極的な推進と的確な体制構築に努めること。

3、利便性の高いコンビニ交付の利用が増えており、一層の推進を期待する。一方で、窓口延長業務等については行政の効率化や働き方改革を経て廃止するなど、見直しを検討すること。

4、地域公共交通会議においては、町民の納得がいくような交通体系を備えた計画となるよう、未来を見据えた町の主体性を発揮すること。

5、町敬老会の開催を取りやめて自治会敬老事業として行っているが、自治会に丸投げとの不満も聞かれるため、ニーズ等も調査し再考すること。

6、子供の安全確保は保育の基本であり、遊具の日常点検を徹底すること。

7、放課後児童支援員、保育士の待遇改善による要員確保と保育環境の改善を図ること。

8、ゲートキーパー養成講座については、多くの研修機会を設けるなど受講者をできる限り増やすための努力・工夫を積極的に行うこと。

9、子宮頸がんのワクチン接種は、有効性が副反応リスクを上回ることを丁寧に説明しながら進めること。

10、シルバー人材センターでの人員については、抜本的な対策を考慮すること。

11、農業被害はもとより、住環境の保全の観点からも有害鳥獣駆除の施策の継続・充実を図ること。

12、森林荒廃対策についての調査・研究を行い、補助金活用等による保全策を講ずること。

13、石海中部地区の圃場整備事業は、関係地区の連携を図り有効かつ速やかな事業遂行に努めること。

14、地図混乱解消や地籍調査事業は、町民の財産を守ることに必要であり、増収にもつながるため、積極的に行うこと。

15、聖徳太子1400年プロジェクトの成果を生かし、観光振興や地域活性化につながる新たな取り組みを行うこと。

16、狭隘道路の改善、町道・生活道路の維持に関しては、町民ニーズの把握に努めること。

17、スクールソーシャルワーカーが扱う相談件数は年々増大する傾向であるから、過重労働にならないよう増員を検討すること。

18、学校司書の活用により学校図書館のさらなる充実を図るとともに、町立図書館と学校図書館の相互連携、国立国会図書館等外部機関との連携強化を検討するなど、図書館機能全体の向上に努めること。

19、防災資材備蓄のローリングストック等による中学校の女子トイレに配置している生理用品については、今後も担当課と連携しながら切れ目のない対応に努めること。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項を委員会会議録で再度確認し、検討・改善に努めることを求めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（中島貞次）** 以上で令和5年度一般会計予算委員会委員長長谷川正信議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第20号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第16 議案第21号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第17 議案第22号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第23号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長(中島貞次) 日程第15、議案第20号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第18、議案第23号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました4件の議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①歳入の款3県支出金が減っている理由はとの質疑に、普通交付金ということで被保険者が医療機関にかかれたときに国民健康保険で負担する負担分が大きく減っている、これについては被保険者数の減少が主な原因となっている。また特別交付金として昨年度あったシステム改修補助金についても約300万円減っているとの答弁があった。

②17ページの目1の傷病手当金について、今まで1,000円単位の計上であったが今回15万円にしている要因はとの質疑に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者について傷病手当として支給している分になる、令和4年度今現在で14人の申請があったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳出の保険給付費が令和4年度よりも少し上がり特別会計の予算規模も大きくなっているようだが、利用者が増えているということなのかとの質疑に、保険給付費の決算については、令和元年度から令和2年度は4.5%、令和2年度から令和3年度は4.6%の伸びとなっている。ただ令和3年度から令和4年度については現在1.6%程度の伸びとなっているので、例年よりも保険給付費の予算計上は若干抑えている。しかし年々介護認定を受けられる方は増えているとの答弁があった。

②25ページの目3在宅医療・介護連携推進事業費、節12委託料、医療・介護連携推進事業委託料として27万3,000円上がっている。恐らく医師会に対する委託と思うが、この内容を説明していただきたいとの質疑に、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅で療養されている方を支えるために在宅医療を担う医療従事者、ケアマネジャー等の多職種が集まって多職種会議を開催したり、研修、部会、事例検討会を開催するといった事業をたつの市・揖保郡医師会に委託しているものであるとの答弁があった。

③25ページの目5認知症総合支援事業費のところ認知症に係る早期発見を含めた事業は具体的にどこに入っているのか。認知症関連の事業内容と予算を知りたいとの質疑に、23ページ、目2任意事業費の節7報償費の講演会講師謝礼については認知症講演会の講師謝礼を計上している。同じく研修講師謝礼として認知症サポーターステップアップ研修用の研修講師謝礼を計上している。また消耗品費として認知症サポーター関連消耗品を計上している。事業については高齢者等見守りネットワーク事業があり、町と地域で高齢者等と接する機会のある事業所と協定を結び、日常の事業活動を通じて高齢者等の異変を感じたときに町に通報してもらう事業である。約100の事業所と協定を結んでいる。その他、安心見守りキーホルダー登録事業、高齢者等徘徊SOSネットワーク事業、チームオレンジの活用といった認知症対策事業を展開しているとの答弁があった。

④目1包括的支援事業費の人件費増について、4人から6人に増えたということだが、事業的にはどういう目的で増やしているのかとの質疑に、相談件数が増えている状況である。また内容についても複雑化しており、一件一件の対応にもかなりの時間を要するようになってきているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①保険料として入ってくる歳入よりも、後期高齢者医療広域連合納付金のほうが多いことについては、広域全体を支えるために少し持ち出しがあるという理解でよいのかとの質疑に、おっしゃるとおりで、事務費等については市町の負担になっているため、その分も含まれているとの答弁があった。

②前年度予算額と比べると歳出としてかなり増えていると思うが、広域全体として年々負担が増えているという認識でよいのかとの質疑に、増えている原因については後期高齢者医療制度が75歳以上の方が加入する保険となっているため、このところ団塊の世代も含めて多くの方が国民健康保険や被用者保険から移行されているのが、予算規模が膨らんできている主な原因であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①一般会計繰入金は今年度必要なくなったということでよかったのかとの質疑に、決算見込みの段階では一般会計繰入金は執行しない見込みとなっているとの答弁があった。

②今年度は何基売ったのかとの質疑に、今年度については現在5基である。令和3年度に10基売れ、その結果令和3年度に繰越金が発生した。その令和3年度の繰越金を令和4年度の歳入で計上したため、令和4年度の歳入が助かったという構成になっている。年度末に向け販売促進の取り組みを続けていくつもりであるとの答弁があった。

③令和5年度に8基売れたとしても、やはり繰入れは必要と見込んでいるということでよいのかとの質疑に、令和4年度の決算見込みに応じて令和4年度に執行するかを見極めたいと考えているが、3月補正予算（第1号）を組んだ段階では返還金も当初の予定より少なくなっているため、恐らく一般会計から繰入れはしないだろうと令和4年度については考えている。令和5年度についてもこの一般会計繰入金を予算計上しているが、令和4年度の収支の発生状況、あと令和5年度の販売状況により一般会計を繰入れするかどうか検討したいと考えているとの答弁があった。

④返還についてはどんな傾向なのかとの質疑に、墓所の返還件数の推移は、令和元年度が14基で、令和2年度が11基、令和3年度が9基、令和4年度は現在までで4基である。若干減少傾向になっているとの答弁があった。

⑤墓所返還があった場合は一般会計から繰り入れて充てるという仕組みについて正当なのか説明をいただきたいとの質疑に、墓園管理部分については現場のメモリアルパークを維持管理するための経費部分と使用者募集と返還に係る一般部分の2つの経費がある、現場の管理部分については墓園の管理手数料とメモリアルパーク管理基金の積立金から費用を充当することにしている。使用者募集と墓所返還金については永代使用料と一般会計繰入金を合わせて返還金に充当している。そのため返還金が減ってきたら一般会計繰入金も減り、昨年度からの繰越金が増えたら繰越金も一般部分に充当するため、一般会計繰入金は減るという構図になっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第20号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号令和5年兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第24号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第20 議案第25号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（中島貞次） 日程第19、議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第20、議案第25号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

### 3、審査経過及び結果。

(1)審査の経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①令和4年度予算では消費税について3,100万円の還付見込みであったが、納付に備え科目を置いておくため100万円予算計上したとのことであった。令和5年度予算も消費税は100万円予算計上されているが、どのように計算したのかとの質疑に、単年度予算で見ると消費税は421万6,276円の納付となるが、導水機能整備工事など繰越事業があり、それが3億4,684万2,000円と多額であることにより仮払消費税が3,046万7,924円と多く、還付になると見込んでいる。しかし事業繰越等により納付となることもあるため、昨年度と同様に100万円を消費税予算として計上している。同様のケースが生じた場合に備え、近隣市町においても同じような形で消費税を予算計上しているとの答弁があった。

②収益的支出に「沖代水源地電気室・ポンプ室撤去外」とあるが、災害用の水源地としては使えなくなるということか。また施設撤去完了時期はとの質疑に、施設を維持するには経費もかかることから廃止を決定している。そのため土地等の所有者である地元の意向も確認し、今後井戸としても利用しないことから建物やポンプなどを全て撤去する。施設の撤去完了時期は令和6年3月末を予定しているため、沖代水源地の土地の借用関係の予算は令和5年度までとなる予定であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、令和5年3月6日。件名、令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査生年月日。令和5年3月9日木曜日午前10時から午後0時25分。

### 3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①雨水1.4号幹線整備事業が債務負担行為で措置されている。事業進捗は当初の計画より相当遅れているようだが、現在の状況と今後のスケジュールはとの質疑に、工事着手に先立ち、通学路の変更について地元自治会や教育委員会などと協議を行ったが、新たな通学路が太子苑の地図混乱地域であったため、所有者の特定や材料の手配、工事に時間を要した。この工事は事故繰越をしているが、今年度中に工事完了が見込めないため、発注していた製品の購入のみを行うこととなった。今後は一度精算した後、令和5年6月頃に再度入札をかけて業者を決定し、本体工事は令和6年度末、舗装やN T Tケーブル等の復旧は令和7年度中の完了を予定しているとの答弁があった。

②消費税1,790万円はどのように算出されたのかとの質疑に、公営企業会計へ移行した平成30年度以降で最も多かった納付額である1,790万円を令和5年度の消費税として予算計上しているとの答弁があった。

③マンホールポンプ更新工事の場所とマンホールポンプの耐用年数はとの質疑に、場所は東出ヶ丘公民館付近、上太田、原、山田の4か所でポンプは計5台であり、令和6年度以降も計画的に更新していく予定である。マンホールポンプの標準耐用年数は15年であるが、定期点検を行い、年数に関わらず点検結果も考慮しながら更新しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 請願第8号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改

正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

○議長（中島貞次） 日程第21、請願第8号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました請願につきまして報告させていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第8号。付託年月日、令和5年3月1日。件名、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和5年3月7日火曜日午前10時から午後2時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員の井村淳子議員より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

請願の理由は、特定商取引法の2016年の法改正附則第6条に「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」として2017年12月1日に施行され、2022年12月1日をもって5年を迎えたため、抜本的な改正をお願いしたいというものである。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから請願第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、請願第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時39分）

（再開 午前11時39分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第1号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書**

○議長（中島貞次） 追加日程第1、意見書案第1号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、「特定商取引法平成28年法改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書案を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

特定商取引法（以下「特商法」という。）の2016年（平成28年）改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年（令和4年）12月に同改正法の施行から5年の経過を迎える。令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%に上る。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は20歳代において高い比率を占めていて、2022年（令和4年）4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

1、訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

2、SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日。内閣総理大臣岸田文雄様、衆議院議長細田博之様、参議院議長尾辻秀久様、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）河野太郎様。兵庫県太子町議会議員中島貞次。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと求めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第22 発議第1号 太子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（中島貞次） 続いて、日程第22、発議第1号太子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中薮清志議員。

○中薮清志議員 発議者を代表しまして趣旨説明を行います。

1、件名。太子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

2、理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び51条により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われる。地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外される。よって、新個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため、この条例を制定するものである。

以上で趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

～～

日程第23 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（中島貞次） 日程第23、議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回太子町議会定例会（第502回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時51分）

～～

議長挨拶

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月22日の招集以来、本日までの31日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額222億1,865万円の令和5年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、人事、条例の制定など多数の重要案件でございました。議員各位にはこの間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町政のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れが感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。また、3月をもって退職されます栗岡教育次長におかれましては、長い間本当に御苦労さまでした。今後は健康に御留意され、第2の人生を歩んでいただきたいと思います。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第1回太子町議会定例会（第502回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶申し上げたいと思います。

去る2月22日に開会されました今期定例町議会におきましては、議案が多数にもかかわらず本会議並びに各委員会を通じまして慎重に御審議をいただきありがとうございました。おかげをもちまして、本日をもって令和5年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見あるいは御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

結びに、春分を過ぎ、桜の開花が待たれる頃となりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。また、本定例町議会をもって議員を勇退される方もあるようにお聞きしております。長年にわたり町行政の推進に御支援、御指導をいただきましたことに改めて心からの敬意と感謝を申し上げますとともに、本定例町議会の閉会に際しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 中 島 貞 次

署名 議員 中 薮 清 志

署名 議員 堀 卓 史